

4500002

名古屋市中村区名駅4-4-38

53951



愛労発基0524第3号
令和3年5月24日

愛知県高圧ガス安全協会

代表者 殿

愛知労働局長



基本的対処方針の改正等を踏まえた職場における新型コロナウイルス 感染対策の拡充等について

平素より、労働行政の推進に当たっては格別のご理解、ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和3年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言が発出され、5月12日から愛知県もその適用対象地域とされ、職場においても適切な取り組みが求められるところです。

今般、厚生労働省労働基準局長から各労使団体あてに、下記1に掲げる要請が行われました。

つきましては、下記2にご留意の上、職場における新型コロナウイルス感染防止対策の徹底が図られますよう、貴傘下団体、企業、機関等に対する周知等につきまして特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

記

1 要請が行われた各通知

- (1) 緊急事態宣言の発出を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について（令和3年4月26日）
- (2) 緊急事態宣言の延長を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について（令和3年5月10日）
- (3) 基本的対処方針の改正等を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充について（令和3年5月17日）

2 周知にあたってご留意いただきたい事項

- (1) 上記1の(1)要請書の「記」に記載された内容
- (2) 上記1の(2)要請書の別添3「テレワークを有効に活用しましょう」
- (3) 上記1の(3)要請書の別添2「取組の5つのポイントを確認しましょう！」（一

部改正)」、別添3「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト(一部改正)」、別添4「新型コロナウイルスに関するQ&A」及び別添5「建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止(新規)」

〈 問合せ先 〉

愛知労働局 労働基準部 健康課

電話) 052-972-0256

担当) 主任地方労働衛生専門官

奥 田

お 知 ら せ

今般、お送りしました要請書添付の資料につきましては、次の厚生労働省ホームページから入手できますので、参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html

